

# 2011年における 政権の成果について(内閣府)

平成24年1月26日

## 目次

日本再生に向けた取組

P1～4

自然災害への対処と災害に強い国づくりに向けた取組

P5～12

暮らしやすい社会の実現に向けた取組

P13～17

効率的な行政と新しい公共の実現に向けた取組

P18～26

地域の発展に向けた取組その他

P27～31

# 日本再生に向けた取組

# 日本再生の取組

## 概要

### ○「政策推進指針」、「政策推進の全体像」閣議決定

東日本大震災後の復興を支え、震災前から直面していた課題に対応し、日本再生に向けた取組を進めるため、経済財政運営の基本方針や、財政・社会保障の持続可能性の確保、新たな成長へ向けた国家戦略の再設計・再強化のための方針を提示しました。平成23年5月に「政策推進指針」を閣議決定し、これに基づき、同年8月に「政策推進の全体像」を閣議決定しました。

### ○「日本再生のための戦略に向けて」、「日本再生の基本戦略」閣議決定

「震災・原発事故からの復活」「経済成長と財政健全化の両立」「新成長戦略の実行加速と強化・再設計」「新たなフロンティアへの挑戦」に関する取組方針を提示しました。平成23年8月に「日本再生のための戦略に向けて」を閣議決定し、これに基づき、「日本再生の基本戦略」を閣議決定しました。今後、平成24年年央に「日本再生戦略」を閣議決定する予定です。

## 実績

- 財政・社会保障の持続可能性確保に向け、「社会保障・税一体改革成案」及び平成21年度税制改正法附則第104条に示された道筋に基づいて、税制抜本改革について平成23年度中に必要な法制上の措置を講じること等を決定しました。
- 新たな成長へ向けた国家戦略として、成長戦略の再設計・再強化、革新的エネルギー・環境戦略の策定、空洞化防止・海外市場開拓、国と国の絆の強化、農林漁業再生戦略、成長型長寿社会・地域再生に向けた取組を推進することを決定しました。
- 震災・原発事故からの復活として、復興特区制度等の復興施策、エネルギー・環境政策の再設計の推進について決定しました。
- 経済成長と財政健全化の両立を実現するため、成長力強化、円高・デフレに対応したマクロ経済運営、社会保障・税一体改革の着実な実現を図ることを決定しました。
- 新成長戦略の実行加速と強化・再設計について決定しました。
- 新たなフロンティアへの挑戦について検討を深めていくことを決定しました。

# 円高等による景気下振れや産業空洞化リスクへの対応

## 概要

### ○ 円高への総合的対応策 (平成23年10月21日閣議決定)

急速な円高の進行等による景気下振れや産業空洞化のリスクに先手を打って対応します。

## 実績

- 立地補助金の拡充や住宅エコポイントの再開等を盛り込みました。
- 本対応策の実施に必要な予算措置を含む平成23年度第3次補正予算を迅速かつ着実に実行していきます。

### <「円高への総合的対応策」の規模、効果>

規模(国費)	2兆円程度(23年度第3次補正予算)
期待される効果	実質GDP押し上げ:0.5%程度 雇用創出・下支え:30万人程度

※なお、3次補正全体の規模は12.1兆円、実質GDPの押し上げ効果は1.7%程度、雇用創出・下支え効果は70万人程度。

# 第4期科学技術基本計画の策定について

## 概要

### ○ 第4期科学技術基本計画の策定

#### 【3つの基本方針】

- ・ 科学技術イノベーションの一体的展開
- ・ 人材とそれを支える組織の役割の重視
- ・ 社会とともに創り進める政策の実現



#### 【ねらい】

- ・ **持続的な成長と社会の発展の実現**  
震災からの復興、再生の実現、  
グリーン・ライフイノベーション等
- ・ **基礎研究と人材育成の強化**
- ・ **PDCAサイクルの確立や科学技術重要施策  
アクションプラン等の改革の徹底**

## 実績

### ○ 第4期科学技術基本計画の閣議決定 (平成23年8月19日)

### ○ 平成24年度科学技術重要施策アクションプランの策定 (平成23年7月)及び精査(平成23年12月)

最も重要と考えられる施策の方向性を概算要求前に示すこと  
によって、政府全体の科学技術予算の重点化を誘導。

#### 4つの重点対象

復興・再生並びに災害からの安全性向上

東日本大震災を踏まえた  
新たな柱として設定

グリーンイノベーション

我が国の現状を踏ま  
えて内容を見直し

ライフイノベーション

基礎研究の振興及び人材育成の強化

新たに追加

### ○ 平成24年度 科学技術関係予算重点施策パッケージの 特定(平成23年12月)

自然災害への対処と災害に強い  
国づくりに向けた取組

# 東日本大震災への対応

## 概要

○ 迅速な災害応急対応の体制  
確立及び対策実施

## 実績

- 発災約30分後に、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）を設置し、政府一体となった災害応急対策を実施しました。
- 発災翌日の3月12日に、激甚災害指定を迅速に実施しました。
- 3月14日に、被災地域に対する物資支援について予備費の使用を閣議決定しました。  
（対象地域：岩手県、宮城県、福島県 予備費総額：約302億円）
- 3月17日に、被災者生活支援特別対策本部（5月9日以降被災者生活支援チームに名称変更）を設置し、被災地への物資の調達・輸送、避難所運営支援、二次避難の促進、海外支援受入等を実施しました。
- 地方公共団体等に対する特別の財政援助等の措置を実施する「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」を制定しました（5月2日公布・施行）。
- 被災者生活再建支援金の円滑な支給を確保するため、第1次補正予算で520億円を、第2次補正予算で3,000億円を計上するとともに、東日本大震災の特別措置として、国の負担割合を8割に引き上げる措置等を講じました。  
また、今回の浸水被害や地盤の液状化による住家被害の実態に即した住家被害認定が実施できるよう、その運用を見直しました。6



# 原子力損害賠償支援機構による賠償支援

## 概要

### ○ 原子力損害賠償支援機構による賠償支援

東京電力福島原子力発電所の事故によって、住民や事業者の方々に大きな損害が発生している中、政府として、①被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置、②東京電力福島原子力発電所の状態の安定化・事故処理に関係する事業者等への悪影響の回避、③電力の安定供給の3つを確保するため、国民負担の極小化を図ることを基本として、損害賠償に関する支援を行っています。

## 実績

- 原子力損害賠償支援機構と東京電力が作成した緊急特別事業計画を11月4日に認定し、賠償支払いに充てるため約9,000億円の資金援助を行います。  
(11月15日に第1回の資金交付 約5,600億円を実施)
- 機構では、賠償手続全体の道しるべとして、被害者の避難先において無料の巡回相談等を行っています。

弁護士等の専門家チームによる巡回相談

説明会 : 36箇所  
延べ54回  
対面相談 : 783組

機構での対面・電話相談

対面 : 約220組、電話 : 約1,000件

# 被災地での起業と雇用を創造

## 概要

### ○復興支援型地域社会雇用創造事業

被災地における起業と雇用を創造するため、社会的課題を解決するための新規性のある事業を行う「社会的企業」の起業や「社会的企業」を担う人材の育成を支援します。  
**(平成23年度第3次補正予算32億円)**

## 実績

○**平成23年度に事業実施主体を公募**し、平成24年度末まで、復興に資する社会起業インキュベーション事業及び社会的企業人材創出インターンシップ事業を支援します。

#### ＜社会起業インキュベーション事業＞

- ・被災地での起業又は被災者による起業プランを、コンペティションで選定し、起業のスタートアップを支援します。
- ・**600人程度の起業を目標**とします。

#### ＜社会的企業人材創出インターンシップ事業＞

- ・研修とインターンシップによって、被災地の復興に役立つ人材を育成します。被災地の住民又は被災地で起業しようとする者を対象とします。
- ・**2000人程度の人材育成を目標**とします。

# 平成23年に発生した自然災害への対応

概要	実績
○ 平成22年11月からの大雪等への対応	○ 平成22年11月以降に各地で発生した大雪による災害を受け、 <b>関係閣僚会議を開催</b> するとともに、 <b>防災担当大臣による現地調査等を実施</b> し、降雪に対する災害即応体制を強化し、道路・ライフラインの確保や雪下ろし時の転落事故防止のための普及啓発等を行いました。
○ 霧島山(新燃岳)の噴火への対応	○ 1月26日にマグマ噴火が発生した霧島山(新燃岳)に対して、政府一体となりスピード感を持って取り組んでいくため、2月1日及び4日に <b>関係閣僚会議を開催</b> し、関係機関の情報共有、避難体制の確立、降灰への早急な対応等の方針を決定しました。
○ 平成23年7月新潟・福島豪雨への対応	○ 7月31日に、 <b>防災担当大臣を団長とする政府調査団を新潟県に派遣</b> 、8月2日には、 <b>内閣府副大臣を団長とする政府調査団を福島県に派遣</b> し、被災状況を調査するとともに、被災地方公共団体の首長等と意見交換を実施しました。
○ 平成23年台風第12号への対応	○ 災害対策基本法に基づく <b>非常災害対策本部(本部長:防災担当大臣)</b> を設置するとともに、 <b>政府調査団を派遣</b> するなど、被災地方公共団体と緊密に連携を取りながら、政府一体となって迅速な災害応急対策を実施しました。
○ 平成23年に発生した自然災害の激甚災害指定、被災者生活再建支援制度適用	○ 台風第6号、新潟・福島豪雨、台風第12号、台風第15号について、 <b>激甚災害指定を迅速に実施</b> しました。 ○ 新潟・福島豪雨、台風第12号、台風第15号について、 <b>被災者生活再建支援制度を適用</b> しました。

# 局地激甚災害指定基準の見直し

## 概要

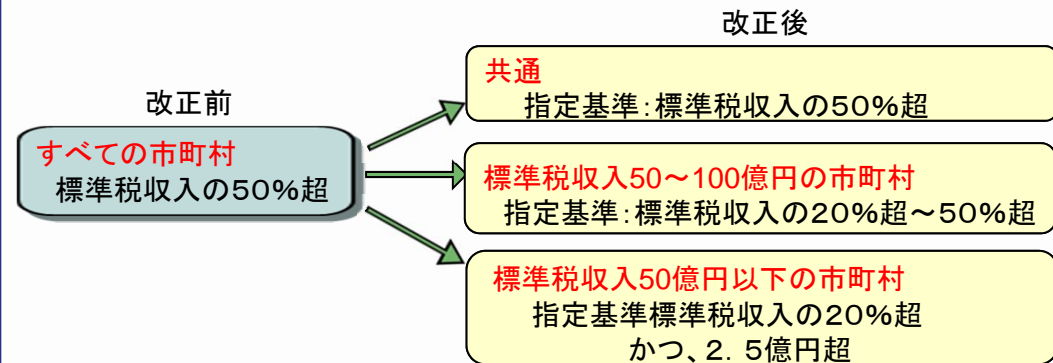
### ○局地激甚災害指定基準の見直し

近年、局地的豪雨が増える傾向にある中、過疎地域等財政規模の小さな市町村を中心に局地的ではあるものの大きな被害が発生していること等を踏まえ、局地激甚災害指定基準を改正しました。

(平成23年1月13日中央防災会議決定)

## 実績

○公共土木施設等に係る局地激甚災害の指定基準に、財政規模の小さな市町村を対象として、市町村が負担する査定事業費の新たな区分を設けました。



○本改正によって、平成22年度分も含めて、11市町村が新たに対象になりました。

# 防災対策の抜本的な見直し

## 概要

○中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告

○東日本大震災の教訓を踏まえた「防災基本計画」の見直し

○東日本大震災の教訓の総括及び今後の防災対策の充実・強化を図るため、災害対策法制を含めた防災対策を抜本的に見直し

## 実績

○東日本大震災の甚大な被害を真摯に受け止め、その反省と教訓を次への備えとして確実に活かすため、中央防災会議に本専門調査会を設置し、9月28日に報告をとりまとめました。

○同報告では、発生が懸念される南海トラフの巨大地震など大規模地震対策の検討などに繋がる、今後の想定津波と対策の考え方、円滑な避難行動のための体制整備など津波被害の軽減対策等を示しました。

○上記報告を踏まえ、防災基本計画について、主に以下の点を修正しました。(平成23年12月27日中央防災会議決定)

- ・「津波災害対策編」の新設
- ・東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化
- ・最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映

(避難所等における生活環境改善や女性ニーズへの配慮、洪水等の警報、避難勧告等に係る伝達文の工夫、等)

○中央防災会議の専門調査会として「防災対策推進検討会議」を設置しました。(平成23年10月11日中央防災会議決定)

座長:官房長官 座長代理:防災担当大臣  
委員:関係閣僚(総務、厚労、国交、防衛、警察)及び有識者

○平成23年10月以降、年内に3回開催しました。

今後、平成24年春頃の間接報告、夏頃の最終報告に向けて、引き続き検討を進めていく予定です。

## 地震・津波対策の推進

### 概要

○「地震防災対策特別措置法」の延長

○「津波対策の推進に関する法律」の制定

### 実績

○衆・災害対策特別委員長提案により、平成23年3月末に適用期限を迎えることになっていた、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等について、5年間の延長がなされました。

○東日本大震災を受けて、津波対策を総合的かつ効果的に推進するために、「津波対策の推進に関する法律」が、衆・災害対策特別委員長提案により制定されました（平成23年6月24日公布・施行）。

## 暮らしやすい社会の実現に向けた取組

# 「子ども」と「子育て家庭」を社会全体で支援

## 概要

### ○子ども・子育て新システムについての検討

出産前から小学校入学後まで切れ目なく、「子ども」と「子育て家庭」を社会全体で支援する仕組みを作ります。

## 実績

○子ども・子育て新システムは、事業ごとに所管や制度が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度の構築を目指すものです。

昨年7月に子ども・子育て新システム検討会議作業グループ基本制度ワーキングチームにおいて、それまでの議論の中間とりまとめを行い、同月に少子化社会対策会議(会長:内閣総理大臣)において「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」を決定しました。

中間とりまとめでは、

- ・質の高い幼児期の学校教育・保育を一体的に提供できる仕組みを構築(幼保一体化)すること
- ・質を保ちながら保育の量を拡大(小規模保育や保育ママなどの充実等)し、子どもが必要な保育を受けることができるようにすること
- ・市町村が責任を持って、地域のニーズにあわせ計画的に地域の子育て支援を充実すること

などを進めることとしました。

なお、中間とりまとめ以降、平成24年通常国会への法案提出を目指し、最終とりまとめに向け、さらなる検討を進めています。



# 障害者制度改革

## 概要

### ○障害者制度改革

障害者権利条約の締結へ向けて、国内法の整備を始めとする障害者制度の集中的な改革を行っています。

## 実績

○ 平成23年8月に障害者基本法を改正し、障害の有無に関わらず、全ての国民が共生する社会を目指すこととしました。

# 「地域自殺対策緊急強化基金」の積み増しについて

## 概要

### ○ 3次補正予算による「地域自殺対策緊急強化基金」の積み増しについて

長引く景気低迷や東日本大震災の影響等により、自殺対策を取り巻く状況は一段と厳しさを増している中、被災3県及び全国において、このような状況に対して地域の実情に応じた万全の対策が講じられるようにするとともに、被災者の心のケア対策等の震災関連自殺の予防対策を早急に実施して、深刻な事態の招来を食い止めます。

## 実績

○地域の実情に応じた自殺対策を講じるため、平成21年度補正予算で都道府県に造成した「地域自殺対策緊急強化基金」に平成23年度第3次補正予算により37億円を積み増しを行いました。

＜予算額の推移＞

平成21年度※1	平成22年度	平成23年度※2
100億円	—	37億円

※1 平成23年度までの3か年分

※2 平成24年度末までの2か年分

### ○ **震災対応分(被災3県)**

- ・被災者の心のケア対策のつなぎ資金
- ・孤立化防止のためのサロン、相談窓口、訪問支援等の整備、復旧などを行います。

### ○ **震災対応分(全国(除く被災3県))**

- ・全国に避難した被災者の心のケア、被災地応援要員派遣に伴う体制増強
- ・大震災の経済的、精神的影響による自殺予防のための措置などを行います。

### ○ **震災等を踏まえた自殺対策拡充分(全国)**

- ・一段と厳しさを増している自殺対策を取り巻く状況に対応するため、地域の実情に応じた万全の対策を講じます。

# 食の安全確保のためのリスク評価

## 概要

### ○生食用牛肉の食品健康影響評価

ユツケが原因と考えられる食中毒の発生に伴い、生食用牛肉の安全性確保が求められました。

### ○放射性物質の食品健康影響評価

東京電力福島第一原子力発電所事故が発生し、放射性物質が食品から検出されたことに伴い、食品の安全性確保が求められています。

## 実績

○ 7月8日に厚生労働大臣から諮問を受け、その緊急性にかんがみ速やかな審議を行い、8月25日、評価結果を取りまとめ、生食用牛肉の安全性の確保に貢献しました。

○3月20日に厚生労働大臣から諮問を受け、同29日、暫定規制値はかなり安全性を見込んだもの等とする緊急とりまとめを公表するとともに、10月27日、最終的な評価結果を取りまとめ、国民の安全・安心の確保の観点から、できる限りの科学的知見を提供しました。

**効率的な行政と  
新しい公共の実現に向けた取組**

## 「行政事業レビュー」の取組

### 概要

#### ○「行政事業レビュー」について

「行政事業レビュー」は、各府省自らが、自律的に、予算要求前の段階において、原則すべての事業について、予算が最終的にどこに渡り(支出先)、何に使われているか(使途)といった実態を把握し、国民に明らかにした上で、事業仕分けの手法も用いながら事業の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組です。

### 実績

○各府省版「事業仕分け」ともいうべき「行政事業レビュー」の取組を毎年実施することを2011年6月に閣議決定しました。

○2011年は、各府省において約6,400のレビューシートを作成し、事業を総点検しました。平成22年度事業の点検の結果、約2,000もの事業の「廃止」・「見直し」が行われました。本年の取組による平成24年度予算概算要求への反映額は約4,500億円に上ります。

## 「提言型政策仕分け」の実施

### 概要

#### ○「提言型政策仕分け」について

「事業仕分け」の特長(外部性、公開性等)を活かしつつ、その深化を図る取組として、2011年11月に「提言型政策仕分け」を実施しました。

### 実績

○原子力・エネルギーや社会保障など10の分野について、無駄や非効率の根絶にとどまらず、政策的・制度的な問題にまで掘り下げた議論を行い、今後の改革を進めるに当たっての検討の視点や方向性を国民に分かりやすい形で提言しました。

○平成24年度予算編成において、提言を踏まえた歳出の見直しを行うとともに、制度の見直し等についても今後強力に推進します。

# 改正PFI法について

## 概要

### ○ PFIについて

国・地方ともに厳しい財政状況の中で、公共サービスは民間を含めた様々な担い手により効率的に供給される必要があります。

民間の活力を公共施設の整備・管理等に活かし、低コストで質の高い行政サービスを可能とするPFIの場面においても、民間の資金や創意工夫を最大限活用することが必要です。



PFI制度の拡充を実施

## 実績

PFI法改正法が第177回通常国会において成立しました。

### ○PFI対象施設の拡大

### ○民間事業者による提案制度の導入

→民間事業者もPFI事業を計画し、行政に対して提案できるようになりました。

### ○公共施設等運営権制度の導入

→利用料金の徴収を行う公共施設について、民間事業者が施設の運営権を取得し、サービス内容・施設の利用料金を決定できるようになりました。事業者による自由度の高い運営により、利用者ニーズを反映したサービスの提供が可能となりました。

# 公共サービス改革

## 概要

### ○公共サービス改革基本方針

平成23年7月に、公共サービス改革法に基づき、市場化テストにおける課題の分析、今後の取組方針、市場化テストの対象事業の拡大等を決定しました。

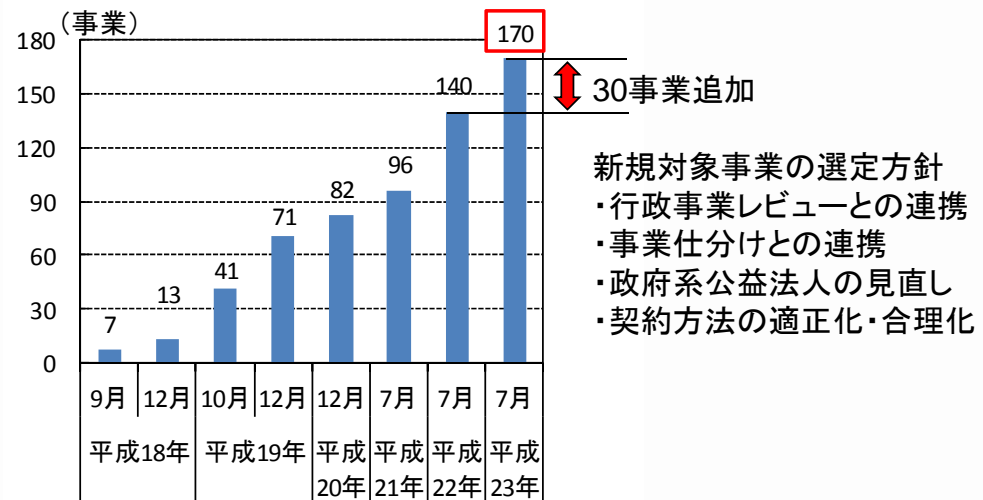
※市場化テストとは、国や独法等の公共サービスについて、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するもの。

### ○公共サービス改革プログラム

幅広い民間活力の活用、調達及び関連諸制度の改革等を含めたより広義の公共サービス改革を進めることを目的に取りまとめました。

## 実績

○事業仕分け等において更なる民間参入の促進を指摘されたものなど計30事業を市場化テストの対象に追加しました。行政刷新の取組と連携を図り公共サービス改革を進めているところです。



○行政刷新会議の下に設置された公共サービス改革分科会において平成23年4月28日に「公共サービス改革プログラム」を取りまとめました。これに基づき、調達改革等の実行に取り組んでいるところです。



# 規制・制度改革

## 概要

### ○ 規制・制度改革

規制・制度改革を推進するため、行政刷新会議の「規制・制度改革に関する分科会」において、医療・介護、環境・エネルギー、農林・地域活性化など、「新成長戦略」等の実現に資する改革の検討を行いました。

また、2011年3月、行政刷新会議において、「事業仕分け」の特長である外部性、公開性等をいかし、12の改革項目について「規制仕分け」を実施しました。

## 実績

○規制・制度改革の検討の成果として、合計191項目の改革の方針を決定し、各府省庁において改革に取り組むこととなりました。

### <各府省が取り組む規制・制度改革の分野別項目数>

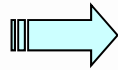
- ・グリーンイノベーション分野  
(再生可能エネルギー、リサイクル等) 42項目
- ・ライフイノベーション分野(医療、介護等) 32項目
- ・農林・地域活性化分野 40項目
- ・その他(人材、物流・運輸、金融、IT、住宅・土地等) 77項目  
(※ 規制仕分けを実施した項目を含む)

○規制・制度改革の具体的な例は、次項のとおりです。

＜規制・制度改革の具体的な例＞

○グリーンイノベーション分野

リチウムイオン電池について、消防法の安全基準を見直し、貯蔵・取扱いの円滑化を図る観点から、政府内で調整。



**リチウムイオン電池の取扱規制の見直し**

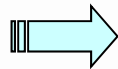
(閣議決定内容)

・リチウムイオン電池の現在の規制について、電気用品安全法等の関連する規制を踏まえ、事業者及び関係省庁を交えた検討会等を開催の上、安全性の確保を大原則としつつ、封口前後の状態に応じた危険性を再検証し、その結果に応じて取扱いの変更を行う。  
 ＜平成23年度検討開始、平成24年度結論、結論を得次第措置＞

(期待される効果) リチウムイオン電池の製造等に関する国際競争力の向上

○ライフイノベーション分野

欧米と比べて、新しい医薬品・医療機器の開発から承認までに時間を要する状況の改善を図る観点から、政府内で調整。



**医薬品及び医療機器の審査手続の見直し**

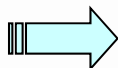
(閣議決定内容)

・医薬品及び医療機器の審査手続の一層の明確化、透明化を図る。同時に、医薬品及び医療機器の開発、承認の在り方全体を検証し、必要に応じた見直しを行う。  
 ＜平成23年度検討・結論、平成23年度以降順次措置＞

(期待される効果) 国民が新しい医薬品等を入手できる機会の拡大

○農業分野

ビニールハウスにおける水耕栽培のような新しい生産方法の出現に対応しつつ、農地の保全に悪影響のないよう、政府内で調整。



**ビニールハウス内のコンクリート部分を「農地」として扱う基準案の検討**

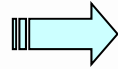
(閣議決定内容)

・ビニールハウス内の土地にコンクリートがある場合でも、その土地が全体としてみれば農地法上の「農地」と扱うことができるかを含め、現場の実態を踏まえ、農地の保全を行うという考えの下、農地扱いに関する基準の明確化等を検討し、結論を得る。  
 ＜平成23年度中検討開始、平成24年度中に結論＞

(期待される効果) コンクリートを農地として扱う基準の周知

○消費者分野

貴金属等の買取業者による強引な訪問買取りについて、消費者を保護する観点から、政府内で調整。



**貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取りに対する規制強化**

(閣議決定内容)

- ① 貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取りに対し、消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じる。  
 ＜平成23年度中できるだけ早期に措置＞
- ② その一方で、貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取りに対し、消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得る。  
 ＜平成23年度中に検討・結論＞

(期待される効果) 消費者保護の充実

# 寄附税制の拡充

## 概要

### ○ NPO法人に係る認定基準の緩和・仮認定制度の導入

絶対値基準の導入等による認定基準の緩和や仮認定制度の導入を通じて、認定NPO法人制度の活用促進を進めます。

### ○ 寄附金に係る税額控除の導入等により税制優遇措置を拡大（平成23年分から適用）

認定NPO法人、及び、これと同様の基準を満たしていることに関する所轄庁の証明を受けた公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人に対する寄附金について、税額控除の導入等の税制改正を実施し、寄附文化の醸成を通じた「新しい公共」の拡大と定着を図ります。

## 実績

### ○ NPO法人に係る認定基準の緩和（②・③を導入し、①～③の選択制。平成23年分から適用）

- ①寄附金の総収入に占める割合が1/5以上（相対値基準）
- ②各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人から受けること（絶対値基準）
- ③事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けること

### ○ 設立5年未満の法人は、PST基準を免除した仮認定を受けることが可能に（経過措置として、改正NPO法施行後3年間は設立後5年以上の法人にも適用。平成24年4月1日施行）

### ○ 認定NPO法人の増加

認定NPO法人数は、「新しい公共」円卓会議において寄附税制等の議論が開始した当時の111法人(H22.1.1)から、現在は240法人(H23.12.1)まで増加。

### ○ 税額控除に係る証明を受けた法人数

公益法人	学校法人	社会福祉法人	更生保護法人
220 法人 (H23.12.28)	181 法人 (※1)	91 法人 (※2)	31法人 (H23.12.26)

(※1) 国所管法人：H23.11.19、 地方所管法人：H23.10.31

(※2) 国所管法人：H23.12.1、 地方所管法人：H23.11.15

# 公益法人に係る取組

## 概要

### ○政府系公益法人の見直しについて

行政からの支出や権限付与により政府系公益法人に実施させている事務・事業について、これらが国家公務員出身者の報酬の財源を確保する手段となっているのではないかという批判があることを踏まえ、国民的な視点から徹底的に見直しを行います。

### ○東日本大震災における公益法人への対応

- ・公益法人が復旧・復興支援活動を行う際に、一定の手続きが必要な場合には、いち早く現場で活動できるよう、その審査を迅速化しています。
- ・公益法人が所管行政庁に提出する事業報告等の提出期限を3か月延長しました。

## 実績

○事業仕分けの評価結果等を踏まえた**横断的な見直しを行いました**。また、その状況について、「個票」というべき詳細な個別情報も含めて7月に公表しました。

#### <主な見直しの成果>

- ・政府系公益法人への支出3,887件のうち3,284件の見直し
- ・法令の根拠なく政府系公益法人に権限付与が行われていた13件全ての廃止
- ・政府系公益法人の不要・過大な資産約590億円の国庫納付

○震災に係る申請については**審査を迅速化**しています。

- 内閣府公益認定等委員会から公益法人等にメッセージを発出(3/31)
- ・各法人に復旧・復興支援活動に対して積極的な対応をお願い
  - ・公益法人等が復旧・復興支援活動を行う際に一定の手続きが必要な場合に迅速に対応することを約束

#### <主な成果>

- ・これまでに公益認定申請や変更認定申請等があった11件全てについて、1週間～1か月程度という短期間で審査を実施

○特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令において、事業報告の提出期限を3か月延長し、9月30日までとしました。

## 地域の発展に向けた取組その他

# 地域主権改革

## 概要

### ○ 義務付け・枠付けの見直し

地方自治体が行う事務について、「事務を実施するかどうか」や「実施の内容・方法」を地方が決定できるようにします。

### ○ 補助金の一括交付金化

各府省の所管にとらわれず、自治体の判断による地域の実情に応じた事業選択を行うことで、優先度の高い事業を効率的に実施することが可能となります。

### ○ 国と地方の協議の場

国側と地方側の代表者が協議を行う「国と地方の協議の場」を法制化しました。

## 実績

○これまで、**二次にわたる一括法を成立**させ、地方自治体においても条例制定の準備が進められる等、改革が着実に実現しています。

○さらに平成23年11月には、第三次の見直しの内容を閣議決定し、次期通常国会に提出することとしています。

○平成23年度から地域の自由裁量を拡大するための**「地域自主戦略交付金」を創設**し、都道府県の投資的な補助金を一括交付金化(地域自主戦略交付金等総額: 5,120億円)しました。

○平成23年度予算案における地域自主戦略交付金は、**都道府県分の対象事業の拡大**や**政令指定都市への導入**により、**6,754億円に大幅に拡充**されました。「沖縄振興一括交付金(仮称)」と合わせると8,329億円となります。

○平成23年4月に**「国と地方の協議の場に関する法律」を成立**させました。平成23年には、社会保障・税一体改革や子どもに対する手当等を議題として、本体会合を8回、分科会を4回開催しました。

# 新たな沖縄振興に向けた取組

## 概要

### ○ 新たな沖縄振興に向けた取組

平成24年度は現行の「沖縄振興特別措置法」の期限到来後の新たな沖縄振興のスタートを切る重要な年度です。沖縄経済の真の自立と持続的な発展を可能とするよう、法制上及び税制・財政上の措置に取り組んでいます。

## 実績

○平成23年9月に取りまとめた「新たな沖縄振興の検討の基本方向について」を踏まえ、**平成24年度沖縄振興予算として、2,937億円を確保**(より自由度の高い沖縄の一括交付金(1,575億円)を含む。)しました。

### <予算額の推移>

平成22年度	平成23年度	平成24年度(案)
2,298億円	2,301億円	2,937億円

○また、税制についても、平成24年度税制改正大綱において

- ・経済特区(物流・情報通信・金融)の拡充  
(国際物流特区の創設、所得控除率の引上げ、専ら要件の緩和等)
- ・沖縄県の自主性・自立性を活かす制度の創設  
「観光地形成促進地域(仮称)」、「産業高度化・事業革新促進地域(仮称)」における知事による地域指定
- ・航空機燃料税の軽減措置の拡充  
(対象に宮古島・石垣島・久米島一本土間の追加)
- ・駐留軍用地の買取りに係る譲渡所得特別控除の拡充等

等を盛り込みました。

○さらに、新たな沖縄振興法について、次期通常国会への提出に向け、準備を進めています。

# 北方領土問題の解決に向けて

## 概要

### ○ 北方領土問題の解決に向けた国民世論の啓発等について

戦後66年が経過し、元島民の方々の高齢化が深刻化するなか、一刻も早い問題の解決のため、外交交渉を後押しする国民世論の一層の啓発等が、重要な課題となっています。

## 実績

○ 平成23年度北方対策本部予算は、平成22年11月にロシアのメドヴェージェフ大統領が国後島を訪問したことを受け、前年度の約1.8倍と大幅に増額し、これまでにない規模での全国的な啓発活動を展開しました。

○ 平成24年度も、世論啓発経費のほか、四島交流等事業に使用する新船の経費等、所要の予算を確保したところです。

### 〈予算額の推移(対H22年度比)〉

平成22年度	平成23年度	平成24年度(案)
11.8億円	20.7億円 (176.4%)	18.3億円 (156.7%)



# 南スーダンPKOへの要員派遣

## 概要

### ○ 司令部要員の派遣

南スーダン独立後の新たなPKOに対する我が国の協力として、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に司令部要員2名(兵站幕僚・情報幕僚)を派遣し、更に1名の派遣(施設幕僚)を決定しました。

### ○ 施設部隊等の派遣決定

我が国の得意分野で貢献したいとの観点から、司令部要員の派遣に加えて、道路等のインフラ整備等を行う自衛隊の施設部隊等の派遣を決定しました。

## 実績

○ **兵站幕僚(1名)**が軍事部門司令部で兵站全般の需要に係る調整を行っています。

○ **情報幕僚(1名)**が統合ミッション分析センターでデータベースの保守管理を行っています。

○ **施設幕僚(1名)**をミッション支援部に派遣し、施設業務に関する企画及び調整を行わせることを決定しました。

○ 道路等のインフラ整備等を行う陸上自衛隊の**施設部隊(最大330名)**と、同部隊と国連等との間の調整を行う**支援部隊(現地支援調整所)(最大40名)**の派遣を決定しました(2012年1月より順次派遣。)